

建設工事入札参加資格審査申請要領

1 申請受付期間等

- (1) 申請期間 平成31年1月10日(木)から2月28日(木)まで
- (2) 受付時間
午前の部 午前9時から正午まで
午後の部 午後1時30分から午後4時まで
- (3) 提出先 栗原市総務部管財課契約係(栗原市役所庁舎2階)
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
電話: 0228-22-1116 ※お電話の際は、「契約係」を指名してください。
FAX: 0228-22-0312
- (4) 申請方法 管財課契約係に持参又は郵送(2月28日必着)により提出
- (5) 申請部数 1部
- (6) 有効期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (7) 審査結果 入札参加資格承認通知書を郵送(3月下旬から4月上旬予定)
- (8) 注意事項
① 提出書類の日付は、提出日又は送付日を記入の上、提出してください。
② 申請書類中の重要な項目について虚偽の記載、又は重要な事実について記載をしなかった場合は、不承認となりますのでご注意ください。
③ 受付期間を過ぎた場合は、随時受け付けとなり、四半期ごとの参加資格承認日からの有効期間となります。
④ 受理票の発行は行いませんので、必要な方は受理票、返信用はがきを同封してください。
⑤ 不足書類、記入漏れがある場合は返却しますので、提出書類確認票により十分に確認の上、提出してください。

2 申請資格

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた者であること。
(2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けた者であること。
(3) 社会保険等に加入している者であること。(加入義務のない者は除く。)
(4) 法人税、消費税、事業税及び市町村税を滞納していない者であること。
(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等)に該当していない者であること。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当していない者であること。
(7) 経営不振の状態(会社更生法第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)に該当していない者であること。

3 提出書類(全てA4サイズに統一)

下記順番で揃えて、クリアファイル(別名:クリアホルダー)【A4サイズ無色透明】にまとめて挟み込み提出してください。(ファイルへの名称等記載とホチキス止めは不要)

○ 入札参加資格審査申請提出書類確認票

該当するチェック欄に○印を記入し、本票を申請書類の表紙として提出してください。

① 建設工事入札参加資格承認等審査申請書（要綱様式第1号）

- ・希望する業種欄に○印を記入してください。
- ・「商号又は名称」欄は、法人組織の場合は略語で記入してください。（例：株式会社→（株）等）
- ・「所在地」欄は、都道府県名から。地番はハイフン（-）等で省略しないでください。
（例：薬師1-7-1 → 薬師一丁目7番1号）
- ・代表者印は印鑑登録している実印、受任機関の代表者印は使用印鑑届の使用印を押印してください。
- ・総合評定値通知書の総合評定値（P）を取得している業種のみを登録できます。
- ・受任機関へ委任する場合、営業所等において建設業の許可を受けている必要があります。

② 資本関係又は人的関係がある者に係る申告書（要綱様式第1号 その2）

- ・今回の申請から追加になりました。
- ・栗原市が発注する「建設工事」の「入札参加資格を有する者」についてのみ記入してください。
- ・「測量・コンサル等」・「物品等の調達」に該当する場合は、記入不要です。
- ・記入欄の行が不足する場合は、適宜、追加してください。
- ・（※）の箇所は、記入不要です。

③ 委任状（申請様式）

- ・受任機関へ権限を委任する場合は、建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表の営業所欄の「その他の営業所」または建設業法施行規則別紙2（1）（2）の「営業所一覧表」に記載されている営業所とする。
- ・委任期間は、申請受付期間等（6）有効期間とします。

④ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

- ・定時申請では、審査基準日が平成29年9月以降の直近のもので、審査中のものは不可となります。
- ・「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の各項目全てが、「有」又は「除外」となっていること。

総合評定値通知書において、いずれかの項目が「無」である場合は申請を受け付けません。

ただし、審査基準日から入札参加資格審査申請日までの間に保険に加入又は適用除外となった場合は、「社会保険等加入状況申告書（申請様式）」に確認書類を添えて申請できます。

⑤ 申請業種に関する建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（写し）

⑥ 建設業許可申請書、営業所一覧表（別紙二）、使用人一覧表（写し）※受任機関へ権限を委任する場合

営業所一覧表は、受任機関が希望業種について許可を有していることがわかるもの。

上記に加えて変更があった場合には、変更届出書第1面第2面、使用人一覧表の写しを添付してください。

⑦ 納税証明書（写し可）（申請日直前1年分）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。

- ・国税

法人：「法人税」及び「地方消費税」 個人：「所得税」及び「地方消費税」

未納税額のない証明（法人の様式「その3の3」、個人の様式「その3の2」を税務署で交付を受けてください。

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁 e-tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

- ・都道府県税

所在地（受任機関へ委任する場合はその所在地）のすべての県税に未納がないことの納税証明書を県税事務所で交付を受けてください。

・市町村民税

所在地（受任機関へ委任する場合はその所在地）のすべての税目の納税証明書（未納がないことの証明書可）を市町村役場で交付を受けてください。

法人の場合：直近の事業年度分　　個人の場合：平成30年度分

- ⑧ 商業登記簿謄本（写し可）（申請者が法人である場合）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
身分証明書（写し可）（申請者が個人である場合）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑨ 印鑑登録証明書（写し可）提出日前の3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑩ 使用印鑑届（申請様式）
使用印に実印を使用する場合は、使用印欄に実印を押印してください。
受任機関へ委任する場合は、使用印欄には受任者の使用印を押印し、代表者氏名欄には、代表者の実印を押印してください。
- ⑪ 営業所一覧表（申請様式）
名称、所在地、連絡先が記載されていれば、任意様式も可とします。
- ⑫ 財務諸表類（決算基準日直前1年分）
貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書の写しを提出してください。
個人事業主の方は、確定申告書（本人控え）の写し及び収支内訳書又は青色申告決算書の写しを提出してください。
- ⑬ 返信用封筒（承認通知書送付用）
定形封筒（縦22cm以上）に82円切手を貼付し、宛先を記入してください。

以下は市内業者で、該当する場合は次の書類を提出してください。

- ⑭ アスベスト除去工事等元請施工実績及び作業主任者名簿
- ⑮ 配水管技能者名簿
- ⑯ 舗装関係職員等届出書
1・2級舗装施工管理技術者は資格証の写し、又は現場監督経験を資格要件とする場合には別紙「舗装工事实務経験調書」を添付すること。
舗装機械を自社所有又はリース契約している場合は別紙「機械調書」を添付すること。

問合せ先

〒987-2293

宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市総務部管財課契約係（庁舎2階）

※お電話の際は、「契約係」を指名してください。

電話：0228-22-1116（内線256・257）

FAX：0228-22-0312